

第28回 農業委員会総会 会議録

1 開 会	1
2 議 題	1
(1)議事録署名委員の決定について	1
(2)農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	1
議案第1号	1
議案第2号	2
(3)農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	3
議案第3号	3
(4)農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	4
議案第4号	4
(5)非農地証明について	5
議案第5号	5
(6)農用地利用集積等促進計画に係る意見決定について	6
議案第6号から議案第69号	6
その他	9
3 閉 会	9

○ 出席者

会長	15番	渡邊	浩正		
会員	1番	関	光博	2番	揚石 明
	3番	佐藤	栄一	6番	福田 一紀
	7番	中山	敏克	8番	大野 文子
	9番	桑原	雅子	10番	塚原 信一
	11番	町野	位夫	12番	渡辺 正明
	13番	手塚	みち子	14番	石塚 英好

日 時 令和7年9月19日(金) 16時00分
場 所 第一委員会室

1 開 会

○議長（渡邊 浩正） 本総会の出席委員は13名となります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

それでは、ただいまから第28回矢板市農業委員会総会を開催します。

（16：00）

2 議 題

（1）議事録署名委員の決定について

○議長 会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りをいたします。

（議長一任）

それでは、議長より指名いたします。6番 福田 一紀委員 8番 大野 文子委員を指名します。指名のとおり御異議ございませんか。

（なし）

ありがとうございます。

（2）農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 付議事件（2）、農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

議案第1号

○議長 議案第1号について、事務局の説明をお願いします。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を、

当番班 2班 班長、11番 町野 位夫委員をお願いします。

○町野 位夫委員 本日、午前9時から、委員4名、事務局1名の計5名で、農地法第3条2件、同法第4条1件、同法第5条1件、非農地証明1件、計5件の現地調査を実施いたしました。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○議長 はい。ありがとうございます。現地調査の総括的な報告が終わりました。

次に、議案第1号の現地調査の詳細な報告を、11番 町野 位夫委員をお願いします。

○町野 位夫委員（申請地位置説明）

申請地は植木があり、適正に管理されており、何ら問題ないと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくお願いいたします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第1号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第2号

○議長 続きまして、議案第2号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。次に、議案第2号の現地調査の詳細な報告を、10番 塚原 信一委員をお願いします。

○塚原 信一委員（申請地位置説明）

申請地は昔から進入路の取り決めがあり、適正に管理されており、何ら問題ないと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第2号について、質疑意見等を求めます。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

（3）農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 付議事件（3）、農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

議案第3号

○議長 それでは、議案第3号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。次に、議案第3号の現地調査の詳細な報告を、3番 佐藤 栄一委員にお願いします。

○佐藤 栄一委員（申請地位置説明）

申請地は以前店舗として取得していた土地ですが、今回は貸し駐車場としての申請です。適正に管理されており、何ら問題ないと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第3号について、質

疑意見等を求めます。

○石塚 英好委員 以前はこのような形状ではなかったと思うが、いつ頃からこのようになったのかわかるか。

○佐藤 栄一委員 申請者が以前店舗として使う 5 条申請をした後に、変わった。

○石塚 英好委員 5 条の申請には許可が出たか、資料は残っているか。

○事務局 許可が出ている。資料は残っている。

○議長 他に無いようですので、これより採決いたします。

議案第 3 号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(4) 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 付議事件(4)、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

議案第 4 号

○議長 議案第 4 号について、事務局の説明をお願いします。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。次に、議案第 4 号の現地調査の詳細な報告を、13 番 手塚 みち子委員をお願いします。

○手塚 みち子委員 (申請地位置説明)

申請地の奥の家の売買にあたり、進入路が新規で必要となり申請とのことで、何ら問題がないと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第4号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○大野 文子委員 1号議案との関連、譲受人の関係性について教えてください。

○事務局 1号議案は親、4号議案は子。親が畑を耕作し、子が家を建てるための進入路を取得という申請です。

○議長 他に無いようですので、これより採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(5) 非農地証明について

○議長 付議事件(5) 非農地証明について議題に供します。

議案第5号

○議長 続きまして、議案第5号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。次に、議案第5号の現地調査の詳細な報告を、10番 塚原 信一委員にお願いします。

○塚原 信一委員 (申請地位置説明)

申請地内の建物は20年くらい誰も住んでいないので、致し方ないと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第5号について、質疑意見等を求めます。

○渡辺 正明委員 非農地証明にできる年数が決まっていれば教えてください。

○事務局 非農地化から20年以上経過と他にも要件があります。

○議長 ほかに無いようですので、これより採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(6) 農用地利用集積等促進計画に係る意見決定について

○議長 続いて、付議事件(6)農用地利用集積等促進計画に係る意見決定について議題に供します。

議案第6号から議案第69号

○議長 ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、私と佐藤栄一委員は退室することとなります。つきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」こととなっておりますので、職務代理者に議長代理をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとの声がありましたので、職務代理者は議長席にお願いいたします。

○議長 議長を交替いたしましたので、議事を進めてまいります。

○議長 議案第6号について事務局の説明を求めます。

○事務局長(事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。それでは、議案第6号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第6号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

○議長 議案第6号が終了しましたので、申請人である15番渡邊 浩正会長の入室を求めます。

○議長 続きまして、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、13番手塚 みち子委員の退室を求めます。

○議長 次に、議案第7号から第9号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。それでは、議案第7号から第9号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第7号から第9号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

○議長 議案第7号から第9号が終了しましたので、申請人である13番 手塚 みち子の入室を求めます。

○議長 続きまして、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、12番渡辺 正明委員の退室を求めます。

○議長 次に、議案第10号の継続案件について事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。それでは、議案第10号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 10 号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

○議長 議案第 10 号が終了しましたので、申請人である 12 番 渡辺 正明の入室を求めます。

○議長 それでは、議案第 11 号から議案第 69 号について、関係する委員がございませんので一括で審議してよろしいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、議案第 11 号から議案第 69 号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 それでは、議案第 11 号から議案第 69 号について、質疑意見等を求めます。

○塚原 信一委員 議案第 11 号ですが、設定を受ける者は水稻はやっていないので、誤りではないか。

○事務局 農業公社へ確認して修正します。

○石塚 英好委員 以前からずっと間違っていたら問題ではないか。

○塚原 信一委員 10 年くらい前に引っ越してきて、野菜を道の駅に出荷している。

○議長 公社のほうでは水田だと水稻としている印象がありますので、確認します。

○議長 ほかに無いようですので、これより採決します。

議案第 11 号から議案第 69 号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

その他

その他事項について、以下のとおり、事務局から説明を行った。

(伝達事項)

- ・ 10 月総会時間変更について

3 閉 会

○議長 以上をもちまして、第 28 回農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

令和 7 年 9 月 19 日

議長

渡邊 浩正

議事録署名員

大野文子

議事録署名員

福田一紀